

計画策定事業（ソフト事業）

・・・国庫補助率：定額

①計画策定支援事業（事業主体：都道府県、市町村、土地改良区等／期間：原則2年以内）

(1) 事業実施区域における情報通信技術の利用ニーズ等調査



- 事業実施区域における情報通信技術の利用ニーズ、地形条件、既存の情報通信施設とその利用可能範囲等の諸条件の調査
- 調査結果を基にした情報通信施設の導入規格選定等に関する技術的検討

(2) 専門家の派遣、ワークショップ



- (1)の取組を補完するとともに、地域のニーズに沿った情報通信施設の整備に関する合意形成を促進するための専門家の派遣やワークショップの実施

(3) 機器の試験設置、試行調査



- 事業実施区域における無線基地局と水位センサ等の試験設置
- 送受信機間の電波通信状況の把握等のための試行調査

(4) 整備計画の策定【必須】



- (1)～(3)の成果を踏まえた、施設の整備に向けた「情報通信環境整備計画（仮称）」の策定

②計画策定促進事業（事業主体：民間団体／期間：1年以内）

事業を実施する自治体、土地改良区等の課題解決を全国的にサポートする民間団体の活動

- 全国横断的な課題への対応策の検討及び横展開
- 個別の事業実施地区への専門的な課題へのサポート



💡ポイント
計画を作った後は、
施設の整備に取り組
んでいただく必要が
あります。

施設整備事業（ハード対策）

国庫補助率：1/2等、期間：原則3年以内
事業主体：都道府県、市町村、土地改良区等

(1) 農業農村インフラの管理の省力化・高度化やスマート農業の実装に必要な
①光ファイバ、②無線基地局の整備 **【必須】**



光ファイバ



無線基地局

農業農村インフラの管理の省力化・高度化



スマート農業



(2) ①、②を活用して農業農村インフラの監視・制御やスマート農業を行うための
附帯設備の整備（送受信機等）



水位センサー



監視カメラ



自動給水栓



マルチセンサー
(気温、湿度、風力等)



RTK基地局
(Ntrip方式)



鳥獣罨センサー

(3) ①、②を活用して地域活性化に有効利用
するための附帯設備の整備（送受信機等）

地域活性化



※ 「農業農村インフラ」とは、「ほ場、農業用排水施設、農道等の農業生産基盤及び農業集落排水施設、農業集落道、営農飲雑用水施設、農業集落防災安全施設等の農村生活環境基盤」を指します。

※ 補助の対象は事業実施主体が所有するものが基本です。